

**第6次守口市総合基本計画(基本構想修正案・後期基本計画案)に係るパブリックコメントの意見の内容及び守口市の考え方について**

【募集期間】 令和7年12月26日(金)～令和8年1月25日(日)  
 【募集方法】 広報もりぐち12月号及び市ホームページに募集概要を掲載し、メール、郵送、FAX、各公共施設に設置の応募箱への投函により受付  
 【件数】 3件 36項目

番号	ページ	項目	意見	本市の考え方
1	施策13 施策18	生涯学習・スポーツ 都市空間	5年後の守口の2 生涯施設が整備され市民が生涯学習活動を続けることができている。 現状と課題2 守口市民体育館及び文化センターの施設が老朽化していることから、市民ニーズを踏まえた 方策を講じる必要があります。 主な取組2 生涯学習施設が老朽化していることから市民ニーズを踏まえ、生涯学習、スポーツに安心して取 り組める環境の整備を行います。 主な取組1 守口市核におけるにぎわいや交流を創出するため、周辺の社会情勢の動向を見据えつつ、 既存施設の現状も踏まえ、将来の財政負担に十分配慮した効果的、効率的な守口市駅前あり方を検討し ます。 と、言うのが「審議会答申」であったと思いますが、事務局修正に変更されてパブコメを行っています。これは 審議会委員を愚弄するものであると同時に、審議会そのものを否定するものであると考えます。議会の一部 に言われて答申を勝手に変更するのであれば、市民の税金を使って審議会を立ち上げる必要はありません。 答申は答申で、採用するかどうかは事務局だというのなら、審議会にかかった費用は事務局が弁償してく ださい。審議会の答申に直ちに変更することを望みます。また、なぜ勝手に事務局修正に変更してパブコメ を行ったのか、その理由と経過を詳細に明らかにしてください。	ご指摘のとおり、後期基本計画につきましては、審議会の答申を受けたのち、一部事務局 にて該当箇所に係る内容を変更し、パブリックコメントを実施いたしました。 変更した理由については、新体育館の整備に関して、市議会の「新体育館整備に関 する特別委員会」において新体育館整備にかかる議論・検討が行われていることを踏ま え、該当する記載内容の一部について、現時点の状況を正確に記載した上で、パブリック コメントを実施すべきであると考えたためです。なお、総合基本計画審議会の委員にもそ の旨を報告済みとなっております。 事務局としましては、審議会での議論及び答申内容を尊重しつつ、パブリックコメントでの 意見内容を踏まえ、計画を策定してまいりたいと考えております。
2	第6次守口市総合 基本計画基本構想 修正案 P7	本市の特徴 ●中心市街地	「商業・業務・住居系機能」とありますが、業務の意味は事務所系オフィス機能でしょうか？	お見込みのとおり、業務系機能とは、民間オフィスや施設、官公庁施設などをさしている と考えております。
3	第6次守口市総合 基本計画基本構想 修正案 P8	本市の特徴 ●産業	「企業城下町」の定義は何でしょうか？一つの小さな中小企業が 대기업になったと考えているのでそうは 考えていません。経済的にだけでなく、政治的にも影響力を持っている大企業が存在している「町」が、企 業城下町ではないのでしょうか？	企業城下町とは、特定企業の事務所や工場に加え、その関連企業や取引先が集積して経 済・社会の基盤が構成された都市をさしていると考えております。
4	第6次守口市総合 基本計画基本構想 修正案 P8	本市の特徴 ●子育て・教育	「小中一貫校を推進しており」とあります。小中一貫校が決して良いとは思いませんが、さくら小学校及び守 口小学校は何故小中一貫校にできなかったのですか？このままでは、2つの制度が数十年以上続くことになり ます。教育環境の格差が懸念されます。	「小中一貫校」ではなく「小中一貫教育」と記載しています。本市では、学校施設の類型を 問わず、全ての中学校区で小学校と中学校が連携しながら、義務教育9年間を通して、子 どもの「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成をめざしております。
5	第6次守口市総合 基本計画基本構想 修正案 P9	守口市概略図	大日都市核及び守口市核はともかく、南部の鶴見緑地周辺と佐太を中心とした北部についてはどのような 地域にしようとしてされているのですか？	市では、コンパクトなまちづくりを実現するため、守口市立地適正化計画(令和6年3月改 定)を策定しており、その中において、地域別の暮らしのイメージを以下のとおりお示し しております。 ・国道163号以南の南部地域は、「住工共存区域」と位置付けており、本市の貴重な雇 用の場として操業環境が確保された地域を目指す。 ・佐太を含めた淀川沿岸地域は、淀川河川公園がある優れた環境を活かし、連続性のある 緑・景観等による質の高い住環境の形成、災害時に迅速に避難できる体制の整備によ り、身近に自然を感じ、安心・快適な暮らしを実現する。
6	第6次守口市総合 基本計画基本構想 修正案 P10	(4)本市の主要課題 ①子育て世帯の定住促進	1～2歳児に集中した教育・保育の未利用児数の解消も定住促進のために必要ではないでしょうか？	教育・保育における未利用児数が存在している状況及び解消に向けた取組の必要性につ いては認識しており、後期基本計画「施策1 子ども・子育て支援」に具体的な取組等を記 載しております。
7	第6次守口市総合 基本計画基本構想 修正案 P10	(4)本市の主要課題 ③防災・防犯対策のさらなる充 実	災害時の職員配置は大丈夫ですか？台風では、過ぎ去れば避難所が解除されますが、地震等による大災 害では長期の避難所の開設が必要になります。	避難所を長期間開設する必要がある場合は、避難所に従事する職員を適宜交代させなが ら対応して参ります。
8	第6次守口市総合 基本計画基本構想 修正案 P11	(4)本市の主要課題 ④市民の守口への愛着・都市 イメージの向上	愛着は長く住めば一定湧いてくるものと考えています。イメージは結果であり、住んでいて不都合なところが 多ければ、友人や知人に「守口に住んだら」と勧められないと思います。課題を一つ一つ解決していくことで、 イメージは向上すると考えます。	ご指摘のとおり、現在守口市に住んでいる市民の方々にとって「住みやすい」と思っ てもらえるようなまちづくりに取り組むことの重要性は認識しております。 また、実際の住みやすさに加え、これから守口市への転入を検討されている方々に良いイ メージを描いてもらうことも重要であるため、市内外の多くの人に対し、市のさらなる魅力を 発信し、愛着の形成、イメージの向上につながるような施策を実施していくことが必要と考 えております。
9	第6次守口市総合 基本計画基本構想 修正案 P12	(4)本市の主要課題 ⑦2040年頃を見据えた自治体 の役割の転換	「若年労働者の不足や経営資源が大きく制約されます。」とありますが、外国人労働者については避けて通 れない課題と考えています。ここでの位置付けについてはどう考えておられますか？ 「少人数の職員…」とありますが、平時はともかく、大災害が起こった時には対応できるのでしょうか？ また、業務で不祥事が生じていると聞いています。チェック体制の確立も含め少人数体制でいいのでは でしょうか？	多様な視点でこれからの社会に対応するため、外国人労働者を必要に応じ適正に受け入 れ、活用していきます。 また、行政需要に対応できるよう、必要な部門に必要な職員数を配置するとともに、災害 時にも対応できるよう、防災訓練を行っております。

番号	ページ	項目	意見	本市の考え方
10	第6次守口市総合基本計画後期基本計画案 P6	子ども・子育て支援 評価指標3.4月1日時点での未利用児数について	目指す方向は0人ではないのでしょうか？早急に対策が必要と考えます。 因みに、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)(P.45)では、R12年にめざす値として未利用児数135人及び待機児童数0人となっていますが、それとの整合性についてはどうお考えですか？	本市では、認可保育施設の利用を申し込んでいて利用できていない児童を「未利用児童」としており、この未利用児童には厚生労働省が定義する「待機児童」の外の、当該待機児童の対象外となっている特定園希望者、育児休業中の者、求職活動休止中の者等が含まれております。この未利用児童については、特定園希望者等が含まれており、現実的に0人とするのは困難であることから、目指す方向としては減少という意味で「0」とさせていただいており、第3期守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては具体的に減少させた数字をめざす値として掲げ、整合性を図っております。
11	第6次守口市総合基本計画後期基本計画案 P6～7	子ども・子育て支援	こども誰でも通園制度に関しては触れられていないのは何故ですか？	「3. 子どもの健やかな育ちと仕事・家庭の両立」に以下を追加いたします。 「こども誰でも通園制度の実施体制を整備し、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化します。」
12	第6次守口市総合基本計画後期基本計画案 P8	青少年 評価指標	補助金額は評価指標には入れないのですか？	本制度により、青少年活動の幅広い参加機会の確保と小規模団体も含めた裾野の拡大に繋がることを重視していることから、支援がどれだけ広がったかを判断するため当該評価指標を設定しております。
13	第6次守口市総合基本計画後期基本計画案 P10	学校教育	「小中一貫校を通して、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し」とありますが、現在小中一貫校ではない、さくら小学校及び守口小学校の生徒たちはどうなるのでしょうか？	「小中一貫校」ではなく「小中一貫教育」と記載しております。本市では、学校施設の類型を問わず、全ての中学校区で小学校と中学校が連携しながら、義務教育9年間を通して、子どもの「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成をめざしております。
14	第6次守口市総合基本計画後期基本計画案 P12	教育環境 評価指標1.大規模改修による安全・安心な教育環境の整備を実施した学校数	大規模改修が必要な学校数は何校あって、必要な財源はどの程度と見積もっておられますか？	守口市教育委員会では、令和3年3月に、「守口市立学校施設整備計画」を策定しており、今後の施設整備については、コストを抑える観点から、可能な限り長寿命化を基本とした整備を行うこととしており、長寿命化が不可能な学校施設のみ、改築することを基本として検討することとしております。同計画の中では、国が示した算出方法を基として、今後30年間の施設整備コストを340億円と試算しております。
15	第6次守口市総合基本計画後期基本計画案 P14	人権平和・多文化共生 評価指標1.人権に関する講演会の参加者数	講演会の開催数は指標には入れないのですか？	講演会をただ企画立案するだけでなく、講演会の内容やその質を高めることで、結果として男女問わず全体の参加者数を増やし、人権平和や男女共同参画向上に繋げるといった考えのもとに指標を設定していることから、開催数を指標とすることは考えておりません。
16	第6次守口市総合基本計画後期基本計画案 P14	人権平和・多文化共生 評価指標	平和に関する取り組みの指標はないのですか？入れるべきと考えますが？	平和に関する取り組みについては、人権に関する講演会等に含まれることから、指標とすることは考えておりません。
17	第6次守口市総合基本計画後期基本計画案 P16	男女共同参画 評価指標	講演会の開催数や参加者数(男女別)の指標はないのですか？	講演会をただ企画立案するだけでなく、講演会の内容やその質を高めることで、結果として男女問わず全体の参加者数を増やし、人権平和や男女共同参画向上に繋げるといった考えのもとに指標を設定していることから、全体の開催数や参加者数(男女別)を指標とすることは考えておりません。
18	第6次守口市総合基本計画後期基本計画案 P22	障がい福祉 評価指標3.障がい者理解に係る講座等参加者数	講演会の開催数は指標に入れないのですか？	障がいのある方の理解がどれだけ広がっているかを数値化するため、参加者数を指標として設定いたしました。
19	第6次守口市総合基本計画後期基本計画案 P26	コミュニティ活動 評価指標2.各コミュニティセンターの平均利用率	平均利用率の算出方法はどのようにされていますか？	利用率の算出式は以下のとおりです。 (全館使用区分数÷全館使用可能区分数)×100 ※区分は30分単位
20	第6次守口市総合基本計画後期基本計画案 P27	2.コミュニティセンターを拠点としたコミュニティづくりの促進	自治会・町会支援としてのコーディネーターの役割を持たせるには、社会教育主事等の専門職の配置が必要と考えます。	本取組みは、令和5年度から開始しており、課題等の内容に応じて指定管理者職員が直接課題解決に向けて支援を行う場合もあれば、専門機関へ繋ぐことも想定しております。これまでの相談内容等の傾向や今後見込まれる相談内容等を踏まえ、適切な人員配置を行うことは重要であると考えております。

番号	ページ	項目	意見	本市の考え方
21	第6次守口市総合基本計画 後期基本計画案 P34	防災・減災・縮災 評価指標1.セミナー等への実施回数	指標には参加者数もいるではありませんか？	防災について、市が市民に伝える機会をもっと増やさなければ、市民の防災意識向上の裾野は広がらないとの反省から実施回数を指標としております。
22	第6次守口市総合基本計画 後期基本計画案 P35	2.共助による防災体制や活動 内容の充実	「高齢者や障がい者など支援者の避難行動が円滑に行われるよう」とありますが、把握をされているのでしょうか？また、マンションへの対応も必要と考えますが？	市では、災害対策基本法に基づき、要介護認定を受けている方や身体障害者手帳を所持する方など、災害が発生した際に自力での避難が困難で支援が必要と予想される方を登録した「避難行動要支援者名簿(全体名簿)」を作成しております。 また、「避難行動要支援者名簿(全体名簿)」に登録された方のうち、名簿情報を警察、消防、自主防災組織、民生委員などの避難支援者に提供することに同意された方だけを登録した「避難行動要支援者名簿(同意者名簿)」を作成し、避難支援者に提供しております。
23	第6次守口市総合基本計画 後期基本計画案 P40	都市空間 施策を取り巻く状況	延焼危険性の評価方法の変更で、密集市街地が解消されたのであれば、従前と大きな変化はなく危険性があると考えられます。更なる減少のための指標の目標が必要なのではないのでしょうか？	延焼危険性の評価指標である「想定平均焼失率」では、両地区とも整備水準を満たしていますが、一方で、避難困難性の評価指標である「地区内閉塞度(避難確率)」では、整備水準を満たしていないことから、これまでも同指標の達成に向け取り組んでおり、今後も継続してまいります。
24	第6次守口市総合基本計画 後期基本計画案 P44	緑・花・公園 評価指標	一人あたりの公園面積及び緑被率は指標に入れないのですか？	ご意見の目標値につきましては、令和5年度に策定した「守口市花と緑の基本計画」において、令和13年度に1人あたり都市公園面積0.2㎡及び緑被率15.6%以上を目標水準として記載しております。 上記のとおり、個別計画で示していることから、総合基本計画に目標設定をする予定はありません。
25	第6次守口市総合基本計画 後期基本計画案 P50	地域産業 施策を取り巻く状況、5年後の 守口像実現に向けた現状と課題	工場における臭気や騒音等の問題を解決するために、住工住み分けのゾーン設定が必要と考えますが。	宅地と工場用地の住み分けについては、基本的には、都市計画の用途地域で定めております。 住宅と工場が混在する地域もありますが、本市は、「守口市工業振興条例」に基づき、事業所の周辺住民に配慮して、生活環境を保全又は改善することを目的に設置する設備等に対して補助金を交付するなど、事業者の操業理解の促進に努めており、今後も本補助金の利用促進や事業者の地域貢献の取り組み等を周知することで、市民と事業者が共生していることを支援いたします。
26	第6次守口市総合基本計画 後期基本計画案 P51	3.地域コミュニティの交流の場 を目指した商店街等の取組の 支援	商店街にコミュニティ施設を設ける考えはありませんか？	地域住民の通いの場として、独自にコミュニティ施設を設けている商店街もあります。市としても、ソフト面での支援となりますが、商店街がさらなる地域コミュニティの交流の場となるよう、商店街が実施しているイベント等の支援を実施しております。
27	第6次守口市総合基本計画 後期基本計画案 P54	環境 評価指標	リサイクルに関する指標は必要と思います。	紙類のデジタル化やペットボトル等の店頭回収の利用拡大などライフスタイルの変化に伴い、資源ごみの発生量が大きく減少していること、また、使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の社会から循環型社会への転換に向けては、ごみとなるものを減らす2R(リデュース、リユース)に重点を置いた取組を行うことが重要と考えているため、指標はより重要な「1人1日あたりのごみの排出量」とし、リサイクル率は指標としません。 ただし、再資源化に関する取組は循環型社会の形成に寄与するものには違いありませんので、再資源化への取組は引き続き行ってまいります。
28	第6次守口市総合基本計画 後期基本計画案 P56	行財政運営 評価指標1.財政調整基金残高	標準財政規模の割合を指標としてはどうですか？基金残高の最大はどの程度と考えておられますか？多ければ多いほどいいというものではないと思いますが？	財政調整基金の保有高に対する考え方は、類似団体における標準財政規模に対する財政調整基金の保有高の割合を参考に設定しております。
29	第6次守口市総合基本計画 後期基本計画案 P56	行財政運営 評価指標3.人口1000人当たりの 職員数	行政需要によって、職員数は変化すると思います。低ければ低いほどいいというものではないと考えます。類似団体との比較で参照することはあるかもしれませんが、低さを指標とすることは問題と思います。	行政需要に対応できるよう、令和6年度に策定しました「守口市定員管理計画」に基づき、必要な部門に必要な職員数を配置しております。

番号	ページ	項目	意見	本市の考え方
30	計画全般	計画全般	<p>本計画案を協議した結果、率直に申し上げれば、前期基本計画と比較して内容が明らかに劣化しており、計画の質そのものが低下していると感じました。これは単なる表現上の問題ではなく、市役所内部、とりわけ企画部門の企画力・統合力・責任意識の低下が計画文書にそのまま表出しているものと考えます。</p> <p>①前期基本計画からの「劣化」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前期基本計画では、少なくとも</li> <li>課題設定</li> <li>施策の狙い</li> <li>行政としての関与の方向性が整理され、計画としての「芯」がありました。</li> </ul> <p>一方で、本後期計画案では、表現が抽象化し、数値目標や期限が後退し、施策の再掲・言い換えが増えています。</p> <p>その結果、後期基本計画として最も重要な、「前期で何ができ、何ができなかったのか」「なぜできなかったのか」「後期では何をやるのか」という説明が欠落しています。</p> <p>→意見(今後のアクション)</p> <p>前期計画との比較検証を明示し、改善・修正点を具体的に記載するべき。</p>	<p>後期基本計画案は、前期基本計画の取組内容や、取組の結果などを評価(※)した上で、策定時以降の社会状況の変化や施策の達成度等を踏まえ、作成しております。</p> <p>いただきましたご意見を踏まえ、引き続き第6次守口市総合基本計画に掲げた理念に基づくまちづくりに取り組んでまいります。</p> <p>※前期基本計画の評価については、次の資料をご参照ください。 守口市HP&gt;企画課&gt;守口市総合基本計画&gt;令和7年度守口市総合基本計画審議会&gt;守口市総合基本計画審議会資料_資料3.6.前期基本計画期間中の主な成果と今後の課題</p>
31	計画全般	計画全般	<p>②基本計画としての具体性不足</p> <p>本案は、理念的表現(「〇〇が充実したまち」「安心して暮らせる社会」など)が中心で、実行段階を示す内容が乏しいです。基本構想はともかく基本計画は、単なる理念説明ではなく、「何を」「誰が」「いつまでに」「どの程度まで」実行するのかを明示する文書であるべきです。</p> <p>→意見(今後のアクション)</p> <p>施策ごとに実施主体・期限・成果指標を明確化し、計画を実行可能な形に再整理すべき。抽象論不要。</p>	<p>後期基本計画案は、前期基本計画の取組内容や、取組の結果などを評価した上で、策定時以降の社会状況の変化や施策の達成度等を踏まえ、作成しております。</p> <p>また、後期基本計画全体の構成については、10年間の基本構想に基づく基本計画であるため、前期基本計画の構成と同様にしてまいります。</p> <p>いただきましたご意見を踏まえ、引き続き第6次守口市総合基本計画に掲げた理念に基づくまちづくりに取り組んでまいります。</p>
32	計画全般	計画全般	<p>③施策の優先順位と資源配分の不明確さ</p> <p>27の施策が並列的に並ぶだけで、どれが最重要か、どれを優先するかが示されていません。</p> <p>人口減少や高齢化、都市基盤の老朽化といった守口市の構造的課題に対し、行政としての意思決定が見えない点は大きな問題です。</p> <p>→意見(今後のアクション)</p> <p>後期計画期間5年間で優先施策と抑制・見直し施策を明示し、人的・財政的資源の配分方針も示すべき。</p>	<p>後期基本計画案は、前期基本計画の取組内容や、取組の結果などを評価した上で、策定時以降の社会状況の変化や施策の達成度等を踏まえ、作成しております。</p> <p>また、後期基本計画全体の構成については、10年間の基本構想に基づく基本計画であるため、前期基本計画の構成と同様にしてまいります。</p> <p>いただきましたご意見を踏まえ、引き続き第6次守口市総合基本計画に掲げた理念に基づくまちづくりに取り組んでまいります。</p>
33	計画全般	計画全般	<p>④市民生活・市民感覚との乖離</p> <p>計画は制度や施策の説明に終始しており、通勤・通学の利便性、医療・子育てサービスへのアクセス、買い物環境、公共交通の使いやすさなど、市民が日常で感じる不便さへの具体的対応が不足しています。</p> <p>→意見(今後のアクション)</p> <p>生活実感に直結する施策について、利用率・待機期間・所要時間など、数値で評価可能な指標を設定すべき。</p>	<p>後期基本計画案は、前期基本計画の取組内容や、取組の結果などを評価した上で、策定時以降の社会状況の変化や施策の達成度等を踏まえ、作成しております。</p> <p>また、後期基本計画全体の構成については、10年間の基本構想に基づく基本計画であるため、前期基本計画の構成と同様にしてまいります。</p> <p>いただきましたご意見を踏まえ、引き続き第6次守口市総合基本計画に掲げた理念に基づくまちづくりに取り組んでまいります。</p>
34	計画全般	計画全般	<p>⑤評価・検証・修正の仕組み不足</p> <p>評価指標の多くが定性的で、達成・未達成が判断できない構造です。</p> <p>このままでは「評価されない計画」が生まれ、結果として行政の責任が不明瞭になります。</p> <p>→意見(今後のアクション)</p> <p>中間評価の時期・主体・修正手続を明示し、評価可能な計画に設計しなおすべき。</p>	<p>後期基本計画案は、前期基本計画の取組内容や、取組の結果などを評価した上で、策定時以降の社会状況の変化や施策の達成度等を踏まえ、作成しております。</p> <p>また、後期基本計画全体の構成については、10年間の基本構想に基づく基本計画であるため、前期基本計画の構成と同様にしてまいります。</p> <p>いただきましたご意見を踏まえ、引き続き第6次守口市総合基本計画に掲げた理念に基づくまちづくりに取り組んでまいります。</p>
35	計画全般	計画全般	<p>⑥企画部門の役割と責任</p> <p>総合計画の質は企画部門の力量を残酷なまでに正確に映します。(企業でもそうです。)企画部門は、単なる部局調整役ではなく、行政全体を俯瞰し、守口市の視点をもって、課題を整理し、限られた資源の中で優先順位を判断する司令塔であるべきです。</p> <p>私が考察するに後期基本計画において求められるのは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前期計画の成果と失敗(未達成部分)を検証すること</li> <li>各部局の要望を整理・統合すること</li> <li>市民生活に直結する課題を軸に施策を優先順位付けすること</li> <li>評価され、結果を問われる計画を設計すること</li> </ul> <p>本案からは、企画部門が「全体最適を設計する主体」ではなく、「各部局の合意を崩さない調整役」にとどまっている印象を受けます。しかし、人口減少や財政制約が進む局面では、もはやこの姿勢は許されません。</p> <p>→意見(今後のアクション)</p> <p>企画部門は、行政全体の方向性と覚悟を示し、市民に対して「この5年間で、これをやり切る」と言い切れる計画へと再構築すべき。画に言われる施策を実行するだけ役所組織であるならこんな計画は不要。市の自主財源で作る計画なので、実効性と自治体としての自主性(守口市をどうしていきたいか。)がなければ時間と金の無駄である。</p>	<p>後期基本計画案は、前期基本計画の取組内容や、取組の結果などを評価した上で、策定時以降の社会状況の変化や施策の達成度等を踏まえ、作成しております。</p> <p>いただきましたご意見を踏まえ、引き続き第6次守口市総合基本計画に掲げた理念に基づくまちづくりに取り組んでまいります。</p>
36	計画全般	計画全般	<p>総括</p> <p>本後期基本計画案は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前期計画からの明確な劣化</li> <li>基本計画としての具体性不足</li> <li>企画部門の統合力・決断力の低下</li> </ul> <p>が重なった結果、総合計画としての説得力と緊張感を失っています。</p> <p>前期と違い、後期5年間はすでに理念を語る段階ではなく、前期を総括し結果を出し、かつ第7次構想につなげていく段階です。行政としての責任に耐えうる計画となるよう、たとえ計画期間内になっても増補版を発行し、抜本的な内容の再整理を強くお勧めします。</p>	<p>後期基本計画案は、前期基本計画の取組内容や、取組の結果などを評価した上で、策定時以降の社会状況の変化や施策の達成度等を踏まえ、作成しております。</p> <p>いただきましたご意見を踏まえ、引き続き第6次守口市総合基本計画に掲げた理念に基づくまちづくりに取り組んでまいります。</p>